

第1 自己点検の進め方（計画相談支援、障害児相談支援 共通）

問1-1

着眼点の内容のうち、一部、満たしていないものがある場合「はい」、「いいえ」のいずれを選択すべきか？

（答）

本内容は、根拠法のとおり、事業者が満たすべき基準等を示したものですので、その内容に対して、すべて満たしている場合に限り「はい」を選択してください。

第2 事業所からの質問事項（計画相談支援）

問2-1

43番の着眼点の内容のうち、「サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案」は「サービス等利用計画」ではないか？

（答）

サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障する趣旨のもと、サービス担当者会議において聴取した専門的意見を踏まえたサービス等利用計画案について、利用者等への説明を要します（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第15条第2項第12号）。

問2-2

59番の着眼点の内容のうち、「業務継続計画」について、作成に当たりその内容として、必要な項目はどのようなものか？

（答）

業務継続計画は、新型コロナウイルス等感染症や大地震などの災害発生時に、業務を中断させないように準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施するため、あらかじめ検討した方策を計画書としてまとめたものです。

計画の策定に当たり、サービス種別、態様、規模等に応じて各事業所での判断を要するところ、厚生労働省ホームページ「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等」および「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン等」において、ひな形が示されております

ので、ご参考ください。((URL) [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_17517.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html))

問2-3

121番の着眼点の内容のうち「福祉サービス等(障害福祉サービス及び地域相談支援を除く。)を提供する機関の職員等と面談を行い」とあるが、面談に当たり、電話だけでも良いのか?

(答)

厚生労働省より、コロナ禍における臨時的な取扱いとしての「各種加算のうち、面談や会議の開催等を要件としているものについて、電話、メール、テレビ会議等の活用などにより算定可能【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報)問12、25、26、27】」は終了し、5類移行後の取扱いとして「各種加算のうち、面談や会議の開催等を要件としているものについて、テレビ会議の活用により算定可能」と示されています。

問2-4

121番「医療・保育・教育機関等連携加算」と125番「サービス担当者会議実施加算」を同時に算定することは可能か?

(答)

不可。

医療・保育・教育機関等連携加算は、サービス利用支援費算定時のみに算定可能なものであり、一方、サービス担当者会議実施加算は、継続サービス利用支援費算定時のみに算定可能なものです。